

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州による、ビクトリア州メルボルン大都市圏 Whittlesea 市の感染多発地域指定（5月27日（木）午前1時より）、同市からの入州規制及び隔離等の関連措置

2021年5月26日

在ブリスベン総領事館

●5月25日（火）、クイーンズランド（QLD）州保健省はメディア・リリースを発表し、同27日（木）午前1時より、ビクトリア（VIC）州メルボルン大都市圏北部 Whittlesea 市を感染多発地域(ホットスポット)に指定する旨発表し、VIC 州における COVID-19 の感染状況に鑑み、以下の対応を求めています。

1 （施行済み）5月26日（水）午前1時以降 QLD 州に入州する場合で、5月11日（火）以降に VIC 州 Whittlesea 市に滞在した者及び感染確認場所リストに掲載した日時・場所の訪問歴がある者は、右訪問日時から14日間経過していない場合には、免除を得ていない限り、州指定宿泊施設において14日間隔離しなければならない。

2 5月27日（木）午前1時以降、VIC 州から入州する場合、入州証（Border Pass）の取得が求められる。 5月11日（火）以降、VIC 州 Whittlesea 市に滞在している場合、QLD 州民ないし入州許可を得ている者を除き、入州が拒否され、これら入州を認められる場合も、州指定宿泊施設において14日間隔離しなければならない。

3 5月26日(水)午前1時より前にQLD州に到着・入州している場合で、感染確認場所リストに掲載した日時・場所の訪問歴がある者は、別段の指示がない限り、右訪問日時から14日間が経過するまで、自宅又は適切な宿泊施設で隔離しなければならない。

●また、州首席医務監は、VIC州の感染確認場所・日時に訪問歴がある者は感染検査を受け、隔離をすべき旨、そしてこれからVIC州、特にメルボルン大都市圏訪問を予定している場合には、その必要性につき再検討するよう注意喚起しています。

●なお、VIC州に限らず感染確認場所リストに掲載した日時・場所の訪問歴がある者は、右訪問後に感染検査で陰性結果を受けていても、症状が現れる乃至陽性反応が出るまで14日間を要することから、右訪問日時から14日間が経過するまで隔離を行わなければならない旨、説明されています。

本発表の詳細等については、以下の関連ホームページ等(全て英文のみ)をご覧ください。

○5月25日付QLD州保健省メディア・リリース

<https://www.health.qld.gov.au/news-events/doh-media-releases/releases/queensland-to-declare-victorian-local-government-area-a-hotspot>

○COVID-19 最新情報に関するQLD州政府ホームページ

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

○VIC 州感染確認場所リスト（QLD 州政府 HP より）

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing#VIC>

また、VIC 州の感染状況・規制措置等に関しては、以下の在メルボルン日本国総領事館の 25 日付領事メールもご参照下さい。

[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/vicadditional\\_measure\\_00001.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/vicadditional_measure_00001.html)

「また、VIC 州の感染状況・規制措置等に関しては、以下の在メルボルン日本国総領事館の 25 日付領事メールもご参照下さい。

[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/vicadditional\\_measure\\_00001.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/vicadditional_measure_00001.html)」

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html)